

第 15 回

評 議 員 会 資 料

令和 3 年 2 月 2 5 日（木）

東京ビルメンテナンス政治連盟

<http://www.tbseiren.com>

「東京ビルメンテナンス政治連盟」は、政治資金規制法第 3 条（政治団体等）の規定に基づく政治団体で、同法第 6 条（政治団体の届出等）の規定に基づき東京都選挙管理委員会に届出をしている団体です。

第 15 回 評議員会資料目次

第 15 回評議員会次第	1
審議事項	
第 1 号議案 令和 2 年事業報告承認の件	3
第 2 号議案 令和 2 年決算報告承認の件	1 5
－ 監査報告 －	1 6
報告事項	
（１）令和 3 年運動方針・事業計画	1 7
（２）令和 3 年予算	1 9
（３）令和 2 年度東京都所有の建築物の維持管理に関する要望の回答 （令和元年提出要望）	2 1
（４）令和 2 年度国の予算・制度等に関する要望の回答 （令和元年提出要望）	2 7
参考資料	
東京ビルメンテナンス政治連盟 評議員名簿	3 4
東京ビルメンテナンス政治連盟 理事等名簿	3 5

東京ビルメンテナンス政治連盟 第15回評議員会

次 第

令和3年2月25日(木) 14時
ビルメンテナンス会館2階

1 評議員会成立宣言

2 議長選出

3 議事録署名人の選出

4 理事長あいさつ

梶山理事長

5 審議事項

第1号議案 令和2年事業報告承認の件

横田幹事長

第2号議案 令和2年決算報告承認の件

坂野会計責任者

－ 監査報告 －

大村監事

6 報告事項

(1) 令和3年運動方針・事業計画

横田幹事長

(2) 令和3年予算

坂野会計責任者

(3) 令和2年度東京都所有の建築物の維持管理に関する要望の回答

(令和元年提出要望)

鷺見事務局長

(4) 令和2年度国の予算・制度等に関する要望の回答

(令和元年提出要望)

鷺見事務局長

7 その他

令和 2 年事業報告

令和 2 年運動方針・事業計画に基づき、当政治連盟は、次のような諸活動を実施した。

第 1 東京都所有の建築物の維持管理に関する要望活動

【令和 2 年事業計画】

東京協会との連携のもとに、東京都議会自由民主党ビルメンテナンス業振興政策研究会と協同し、東京都所有の建築物の維持管理について、都が必要な措置等を講じるよう、粘り強い対応を図る。

I 要望活動の実施

各要望項目の実現を目指し、次のような活動を行った。

- 1 都議会自由民主党に対する要望
令和 2 年 9 月 2 日 15 時 40 分から 於：都議会北第 2 会議室
- 2 都議会立憲民主党・民主クラブに対する要望
令和 2 年 9 月 2 日 16 時 05 分から 於：都議会南控室
- 3 都議会公明党に対する要望
令和 2 年 9 月 2 日 16 時 30 分から 於：都議会談話室
- 4 都議会自民党ビルメンテナンス業振興政策研究会との意見交換会
令和 2 年 11 月 25 日 15 時 00 分から 於：都議会自民党総会室

II 要望項目

東京協会要望と同一内容で次のとおり要望した。

1 総合評価制度の拡充について

総合評価方式の制度改革において、技術点重視や価格点上限の設定などが進められてきたことを高く評価いたしますが、品質重視の流れを一層確実なものとするため、次の事項について要望します。

- (1) 総合評価方式の適用案件については、清掃業務、警備・受付業務に加えて、設備管理も含めビルメンテナンス業すべてに価格点上限を設定していただきたい。
- (2) 政策的評価項目については、品質確保（ISO9001）、インスペクター等の資格者の保有状況、セキュリティーに関する認定（ISO27001）、エコチューニング認定事業者（「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」中の基本方針「環境配慮契約」に「建築物の維持管理に係る契約」としてエコチューニングが取り入れられた。）、東京ビルメンテナンス協会加盟等を加点要素としていただきたい。
- (3) 総合評価方式に中小業者が参入する方式として「事業協同組合」の活用を考えておられますが、個別の発注案件に対応するために事業協同組合を設立するのは、期間や経費等を要するなど、現実的ではないと思われます。特に、一定規模以上の総合管理案件においては、異なった業態の業者の協同が有効であることから、J Vでの入札参加についてご検討いただきたい。

- (4) 総合評価案件の入札には十分な準備期間が必要との要望に対し、可能な限り期間を確保できるよう努力するとの回答ですが、契約第一課案件（工事）の入札では新型コロナ対策として、公募から応札までの期間を長く取り、工期についても十分な時間を設けていると伺っています。委託業務についても一層の入札時期の前倒しは可能と思われるので、引き続きお願いしたい。

2 十分な予算の措置並びに最低制限価格等を導入する場合の協議について

改正された品確法が示すように、良好な品質の確保、適切な施設管理は、施設・設備のライフサイクルコストの削減に大きく寄与することが見込まれるため、引き続き次の事項について要望します。

- (1) 予算の積算にあたっては、前年度の落札金額を次年度の予定価格の参考にすることなく、毎年度、公共工事設計労務単価、建築保全業務労務単価など、最新の単価に基づく、施設管理予算の確保に努めていただきたい。
- なお、建築保全業務に係る「技能労働者」の労務単価は、公園清掃等の委託単価だけでなく、軽作業員、設備機械工にも「公共工事設計労務単価」と同じ職種の単価で積算していただきたい。また、旧労務単価に基づき積算し契約した案件については、新労務単価への契約変更を認めていただきたい。
- (2) 予定価格の積算に当たっては、品質確保のため、積算能力や事業者の提案内容の審査能力などを一層向上していただきたい。
- (3) 政府は今年度の「国等の契約の基本方針」策定にあたり、警備業や清掃業などの人件費単価が低い業務において、年度途中で最低賃金が改訂された際に契約金額を見直す発注機関が少ないことから、労務費上昇を見込んだ予算の確保や契約の見直しを促進する考えを明らかにしました。よって、最低賃金の年度途中の引上げ等も見込んだ適正な予定価格を設定していただきたい。
- (4) 年金改革法の成立に伴い、短時間労働者（週20時間以上）の厚生年金加入が義務付けられ、令和4年10月より「101人以上」、令和6年10月より「51人以上」となりますので、社会保険相当額を適正に見込んだ予定価格を設定していただきたい。
- (5) 業務委託入札に最低制限価格制度を導入する場合には、予め東京ビルメンテナンス協会と十分に協議するとともに、技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じないよう、十分な配慮をお願いしたい。特に、労働集約型業務であるビルメンテナンス業務の人件費割合は85%程度と言われており、深刻な人手不足のなか、安定した業務の品質を確保できるよう、最低制限価格は予定価格の85%以上で設定していただきたい。

3 契約内容の履行確保と入札参加資格の審査について

委託業務の品質確保を図るため、本来の専門知識・経験のない業者が受託して建物・設備の機能を損なうことのないよう、また、公正な競争を確保するため、入札参加資格の厳格な審査及び履行状況の評価に関し、次のとおり要望します。

- (1) 入札参加申請の際の等級（A、B、C）に関し、不正な申請を防ぐため、工事経審のように決算報告書と共に確定申告書の写しを添付させ、契約実績についても特に清掃・設備・警備に関して売上の半分以上の契約書の写しを添付させることを要望します。
- (2) 業者指名の段階で、適正な履行能力を十分に審査し、適正な積算能力がない業者の参加を防いでいただきたい。
- (3) 入札参加の際には、入札金額の根拠となる積算資料（直接人件費、法定福利費、直接物品費、業務管理費、一般管理費等の内訳）の提出を求めているいただきたい。
- (4) 業者指名段階あるいは落札後に、各入札参加資格に適合していることを証明する書類、特に、納税証明書、従事者の社会保険・雇用保険適用状況に関する提出が容易な資料の提出を求めるなど、会社としての保険加入だけでなく、個々の従事者の保険加入や最低賃金の遵守等を促す取り組みを進めていただきたい。
- (5) 総合評価案件以外でも、事業者の技術力、経営力等について適切に審査・評価できる体制整備を望みます。適切な追加調査を実施し、履行確保のために積算内訳書、業務履行提案書や誓約書の提示を求めるなど、確実に履行させる取り組みを進めていただきたい。
- (6) 業務委託の品質の向上を図るため、評価結果の一般への公表について引き続き検討していただきたい。令和元年12月に発表された「準備契約案件における落札後辞退に関する注意事項」の徹底をお願いしたい。

4 障害者雇用の促進について

東京ビルメンテナンス協会は、都立知的障害特別支援学校生徒等を対象にした自立支援事業、卒業生のビルクリーニング業への就労支援も積極的に行っております。障害者の雇用を促進する入札・契約制度を構築するため、次の事項について要望します。

- (1) 障害者雇用促進モデル入札を1年で廃止してしまったが、障害者雇用の促進のための有益な取り組みであるので、復活していただきたい。その際、障害者雇用に積極的な業者がより参加しやすいよう、対象となる等級の拡大を図っていただきたい。
- (2) 入札参加資格定期受付の際の審査事項の障害者雇用率について、段階的に加点する仕組みを導入いただきましたが、上限が5点のままであるため、配点率の変更による、障害者雇用の比重の拡大を図っていただきたい。
- (3) 入札参加資格定期受付の際の審査事項における加点対象、総合評価制度における政策評価項目以外でも、障害者雇用率が加点要素となる仕組みづくりを検討いただきたい。
- (4) 障害者の雇用と就労の場を拡充するため、入札要件における障害者雇用率に加えて、障害者の就労を明記する案件の新設等について検討をお願いしたい。

5 新型コロナウイルス感染対策について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、契約変更による経営環境の悪化や、希望退職者の増加による事業環境の脆弱化等、深刻な影響が生じております。都民生活の維持に必要な不可欠な施設を、衛生面と安全面の両面から支えるビルメンテナンス業務への支援策拡充をお願いします。

- (1) 令和2年3月3日中小企業庁から各府省及び各都道府県知事宛て「新型コロナウイルス対策事業者に対する官公需における配慮について」にて、原材料・輸送費等の適切な予定価格の見直しを行うよう、また同年4月20日には、国交省から都道府県・政令指定都市宛て通知にて、工事に感染対策費を発注者が負担するよう通知が発出されているが、東京都においても通知の趣旨を徹底して頂きたい。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策として、東京都及び都の外郭団体の施設担当者から、施設管理従業員全員がマスクを着用するよう要請があり、マスク高騰によるマスク不足を理由に不可能と返答した事例がありました。業界全体として、依然マスクの入手自体が厳しい状況であり、通常の咳エチケット対策の範囲であれば事業者負担でマスクを着用させておりますが、新型コロナウイルス感染症対策としての着用指示であれば、東京都(行政・外郭団体)の負担にて準備していただきたい。また、従業員用を除くアルコール消毒液の設置についても同様に発注者側の費用負担でお願いしたい。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、東京都施設(外郭団体が管理する場合を含む)の利用縮小や閉鎖が起き、それに伴う管理費の削減が言い渡された例があります。業務縮小や閉鎖を理由とした従業員の解雇や待遇変更は困難であり、また「雇用調整助成金」には上限があるため、事業者が補償負担をすることになります。労働基準法に基づく支払賃金(6割)では生活が困難であることから従業員が退職することも考えられ、施設の利用が再開された場合の人員不足の事態に陥ります。結局、離職をくい止めるには、従業員の従来水準の賃金を保証しなければなりません。感染症拡大を理由に東京都施設(外郭団体が管理する場合を含む)の利用縮小や閉鎖を行う場合には、事業者の営業補償及び従事者の雇用を守るため、契約額の減額、解約等の不利益な取り扱いを行わないようお願いします。

なお、EU(欧州連合)はロックダウンした場合でも、ビルメンテナンスは「保健衛生の保護にとって必須サービスの提供業種」と位置付けられ、インフラ産業として、出勤の認定、縮小・閉鎖に関しては減額されない業種とされております。

- (4) 新型コロナウイルス感染症罹患の疑いのある患者が訪れる医療施設、感染症軽症者の宿泊療養施設等の感染リスクが高い環境に従事者を派遣する場合、これまで以上に高いレベルの衛生環境の確保を責務として事業を行わなければなりません。PCR検査の実施拡大も予定されているため、その範囲はますます広まるものと想定されます。

しかし現状では、これらの施設管理の受発注においては、他の施設と同様、地域別最低賃金等をベースにした人件費や材料費等によって積算がなされており、リスクや責任に相応した額になっていません。今般の新型コロナウイルス感染症のような事案が

発生した場合、受託を控える事業者の出現が懸念されるなど、国民の衛生・安全を脅かす事態も想定されます。

東日本大震災時の除染作業と同様、作業の危険度に対する特殊勤務手当の設定は必須であり、施設管理に携わる従業員のリスク管理を考慮した契約金額の割り増し等(特殊勤務手当)が必要です。感染症の拡大防止等において重要な役割を果たす施設においては、その管理を受託する事業者に対する特別な補償、補助、助成等を設定いただくようお願いします。

Ⅲ 要望の進捗状況

各要望項目に関しては、都議会各会派の理解・支援を受け、着実に前進している。

令和 3 年に障害者雇用モデル入札として、サポーター費用も計上した案件を 3 件実施することとなった。また、障害者雇用率については、段階的な加点システムが導入されたので、今後は配点率についても要望を進めていく予定である。

なお、令和 3 年度予算等に関する要望に対する正式回答は、令和 3 年 3 月頃に都議会各会派を通じて届くことになっている。

第 2 関係諸法令等の改正に関する運動

【令和 2 年事業計画】

入札制度、税制改正、労働諸問題及び障がい者雇用等の諸課題の解決に向け、国会議員、各政党都連への働きかけを行うとともに、全国ビルメンテナンス政治連盟と連携し要求実現のために活動する。

I 令和 2 年度 国の予算・制度等に関する要望の実施

各要望項目の実現を目指し、次のような活動を行った。

(1) 自由民主党東京都支部連合会に対する要望

令和 2 年 10 月 2 日 於：自由民主党本部

自由民主党東京都支部連合会に所属している東京都選出の国会議員等との要望聴取会に参加し、各要望項目を強く要望した。

(2) その他に対する要望

令和 2 年 10 月 2 日

公明党東京都本部代表に要望書を郵送にて提出し、要望を行った。

Ⅱ 要望項目

自由民主党東京都連ほかに要望した項目は次のとおりである。

1 公共建築物等の維持管理に関する事項

令和元年 6 月、公共工事の品質確保に関する法律(以下「品確法」という)が改正され、第 7 条第 5 項に「国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な

育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するように努めなければならない。」という規定が追加されました。

改正された品確法の趣旨が来年度予算・施策に反映されるよう、以下のとおり要望します。

(1) 品確法の趣旨の徹底と運営指導について

平成 27 年の品確法改正の際には、厚生労働省から「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」や「建築物衛生行政の適正な運営について」の通知が発せられましたが、昨年の改正についても都道府県、区市町村に対し趣旨徹底のため、通知を発出いただき、品確法の適正な運営に関する指導を徹底していただきたい。

(2) 厚生労働省による調査と公表について

国土交通省、総務省及び財務省は、毎年度、入札契約適正化法、品確法に基づく公共工事の発注者による入札契約の適正化の取り組み状況について調査を行い、結果を公表しており、今年度も国・特殊法人等・地方公共団体 2,076 ヲ所を調査対象としております。厚生労働省におかれても、役務の調達に関して調査を実施し、結果の公表をお願いしたい。

(3) 官公庁入札資格や総合評価入札の評価項目の導入について

低炭素社会の実現に資するよう、官公庁入札資格や総合評価入札の評価項目に、(公社)全国ビルメンテナンス協会が認定する建築物清掃管理評価資格者(インスペクター)制度、エコチューニング認定制度に基づく資格者の配置や事業者認定を積極的に取り入れるよう、各省庁の連携した取組みを強化していただきたい。

2 その他の制度改正

ビルメンテナンス業は労働集約型の業態であり、人件費比率が高く、高齢者、女性、障害者の雇用によって、社会的貢献をしておりますが、中小企業主体の業界であるため、社会保険適用拡大や最低賃金の引き上げ等により、経営は大きく影響を受けております。よって、以下の制度改正について要望します。

(1) 短時間労働者の社会保険適用拡大について

短時間労働者に対する社会保険の適用については、平成 29 年 4 月より 500 人以下の企業においても労使が合意すれば週労働時間 20 時間以上、月額賃金 8.8 万円以上、勤務期間 1 年以上を対象としております。

令和 2 年 6 月 5 日より「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部改正する法律」が公布され、2022 年 10 月に 100 人超規模の企業までは適用し、2024 年 10 月に 50 人超規模の企業まで適用することとしております。

ビルクリーニング業は、高齢者や女性の雇用、パートタイム就労など多様な雇用の受け皿となっておりますが、ビルメンテナンス業の有効求人倍率は依然として高く、慢性的な人手不足と人件費の高騰が続いております。

事業主負担の更なる増大は、中小企業を中心としたビルメンテナンス企業の経営を直撃し、結果的に適用対象外である週 20 時間未満の短時間労働者の増加、雇用の縮小にも繋がりがねません。社会保険適用拡大の際は、補助金制度のさらなる導入・充実など、ビルメンテナンス企業にとって実効性のある支援策を実施していただきたい。

(2) 最低賃金の引き上げへの対応について

公共工事契約に関しては、国土交通省は「『平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について』の運用に係る特例措置について」(平成 31 年 2 月 22 日)を公表し、労務単価の改定に伴う工事請負代金の変更協議について特例措置を定めました。

人件費割合が高く、複数年の契約の多い建築物の維持管理業務においては、労務単価の上昇を受託者の内部努力で解消するのは、甚だ困難と言わざるを得ません。

本年 8 月、東京地方最低賃金審議会は、新型コロナウイルス感染拡大に配慮し、東京都の最低賃金を改正せず据え置くことを東京労働局に答申したところですが、引き続き、公共工事同様に最低賃金のスライド適用の対象となるよう各行政機関、地方公共団体において、毎年度の最低賃金引き上げを見越した予定価格の設定するよう制度改正をお願いしたい。

(3) 障害者雇用への支援策について

平成 30 年 4 月より障害者雇用率が 2.0%から 2.2%に引き上げられ、令和 2 年度末までに 2.3%に引き上げることが決まりました。また対象企業は平成 30 年度には従業員 50 人以上から 45.5 人以上に、令和 2 年度末までには 43.5 人以上に引き上げられます。

平成 30 年 8 月、中央省庁の障害者雇用の水増しについて報道され、その後の採用により昨年 6 月時点では 2.4%になったとの発表がありましたが、依然法定雇用率 2.5%には達しておらず、障害者雇用率の向上が難しいことを示しております。当業界は、身体障害者だけでなく知的障害者等を雇用し、障害のある方々の働きやすい職場環境づくりに努めてまいりました。今後も障害者雇用を促進させるために、以下のとおり要望します。

ア 知的障害者を雇用する場合は、必ずサポーター（補助者）の配置を必要としますが、一般競争入札における最低入札金額の落札額では、サポーター配置の経費を見積もる余地がありません。サポーター配置経費を含めた契約案件の試行をお願いしたい。

イ 現在、各省庁の入札参加資格である、省庁統一資格における等級算出のための付与数値は、売上高や資本金等が算定項目となっており、障害者雇用率は算定項目にありません。厚生労働省の一部部局では、競争入札の参加資格として障害者雇用率の導入に取り組まれておりますが、国全体で省庁統一の審査資格の項目に障害者雇用率の新設等をお願いしたい。

ウ 障害者が働きやすい環境づくりの一環として、ビルオーナーに対しては、障害者を活用してビル清掃を行う業者に委託した場合には、国が特別に認証あるいは表彰するなど、ビルメンテナンス会社における障害者雇用を後押しする制度の創設について、引き続き検討をお願いしたい。

3 新型コロナウイルス感染症対策に関する事項

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、契約変更による経営環境の悪化や、希望退職者の増加による事業環境の脆弱化等、深刻な影響が生じております。国民の生活の維持に必要な不可欠な施設を、衛生面と安全面の両面から支えるビルメンテナンス業務への支援策拡充を要望します。

(1) 感染症対策費の発注者負担について

令和2年3月3日中小企業庁から各府省及び各都道府県知事宛て「新型コロナウイルス対策事業者に対する官公需における配慮について」にて、原材料・輸送費等の適切な予定価格の見直しを行うよう、また同年4月20日には、国交省から都道府県・政令指定都市宛て通知にて、工事に關し感染症対策費を発注者が負担するよう通知が発出されているが、委託事業においても通知の趣旨を徹底して頂きたい。

また、発注者が新型コロナウイルス感染症対策として着用を指示するマスク、施設利用者用のアルコール消毒液の設置の費用については発注者側の負担にて準備していただきたい。

(2) 官公庁施設の契約変更について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、官公庁の管理する施設(外郭団体が管理する場合を含む)の利用縮小や閉鎖が起き、それに伴う管理費の削減が言い渡された例があります。業務縮小や閉鎖を理由とした従業員の解雇や待遇変更は困難であり、また「雇用調整助成金」には上限があるため、事業者が補償負担をすることになります。労働基準法に基づく支払賃金では生活が困難であることから従業員が退職することも考えられ、施設の利用が再開された場合の人員不足の事態に陥ります。結局、離職をくい止めるには、従業員の従来水準の賃金を保証しなければなりません。

感染症拡大を理由に官公庁の管理する施設(外郭団体が管理する場合を含む)の利用縮小や閉鎖を行う場合には、事業者の営業補償及び従事者の雇用を守るため、契約額の減額、解約等の不利益な取り扱いを行わないようお願いしたい。

なお、EU(欧州連合)はロックダウンした場合でも、ビルメンテナンスは「保健衛生の保護にとって必須サービスの提供業種」と位置付けられ、インフラ産業として、出勤の認定、縮小・閉鎖に関しては減額されない業種とされております。

(3) 感染リスクが高い現場への支援について

新型コロナウイルス感染症罹患の疑いのある患者が訪れる医療施設、感染症軽症者の宿泊療養施設等の感染リスクが高い環境に従事者を派遣する場合、これまで以上に高いレベルの衛生環境の確保を責務として事業を行わなければなりません。

しかし現状では、これらの施設管理の受発注においては、他の施設と同様、地域別最低賃金等をベースにした人件費や材料費等によって積算がなされており、リスクや責任に相応した額になっていません。今般の新型コロナウイルス感染症のような事案が発生した場合、受託を控える事業者の出現が懸念されるなど、国民の衛生・安全を脅かす事態も想定されます。

東日本大震災時の除染作業と同様、作業の危険度に対する特殊勤務手当の設定は必須であり、施設管理に携わる従業員のリスク管理を考慮した契約金額の割り増し等(特殊勤務手当)が必要です。新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の交付は認められましたが、事業者に対する補助等はありません。感染症の拡大防止等において重要な役割を果たす施設においては、その管理を受託する事業者に対する特別な補償、補助、助成等を設定いただくようお願いしたい。

慰労金の交付対象につきましても、院内清掃は交付対象として明記されておりますが、立哨等を行う警備員も患者との接触を伴う業務であるため、院内清掃同様、対象となる場合が多い業種として明記いただくようお願いしたい。また、期間については4月から6月までの従事者が対象となっておりますが、感染状況は継続しておりますので、引き続き3ヵ月や6ヵ月毎等、定期的に交付するようお願いしたい。

(4) 警備員教育について

令和元年8月に警備業法施行規則が一部改正され、法定教育の時間数や頻度が緩和されましたが、コロナ禍における警備員の社内教育は、講習の実施を躊躇して従来の教育計画を満たせない業者も多数発生することが予想されています。また、外部講習機関である東京ビルメンテナンス協会等の関係団体においては、「密」を避ける感染防止策として通常より大幅に定員を削減していることから、十分な教育機会を提供できていない現状にあります。

つきましては、本年度警備員法定教育に関し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により警備員教育時間の不足を申し出た業者について、令和2年度教育期を令和3年9月30日などまで延長して頂く措置等をご検討いただきたく、要望します。

Ⅲ 要望の進捗状況

自民党都連の要望聴取会では、上記の要望の他に、追加要望として、積算時の適正な人件費の計上と新型コロナに依る施設の営業縮小時の補償について要望した。出席国会議員各位から要望項目への理解が示された。

今後も全国ビルメンテナンス政治連盟とともに、国に対して要望活動を行っていく。

なお、令和3年度予算・制度等に関する要望に対する各省の回答・見解は、令和3年4月頃に自民党都連を通じて届くことになっている。

第3 ビルメンテナンス業界の理解者である議員・候補者の応援

【令和2年事業計画】

国会のビルメンテナンス議員連盟及び東京都議会自由民主党ビルメンテナンス業振興政策研究会に所属する議員をはじめ、ビルメンテナンス業界の理解者である議員・議員候補者の支援活動を行う。

I 都議会議員補欠選挙の応援

令和2年7月5日に行われた都議会議員補欠選挙において、次の立候補者を推薦し、応援した。

大田区	鈴木あきまさ	候補
北 区	やまだ加奈子	候補
日野市	西野 正人	候補
北多摩第三	林 あきひろ	候補

推薦した4候補は全員当選した。

なお、同日実施された東京都知事選挙は個別の支援を行わなかった。

II その他の応援活動

ビルメンテナンス業界の理解者である議員・候補者の応援のため、これら議員等が主催するパーティー等に政治連盟として参加した。

(1) 都議会

2月10日 高島なおき新春の集い

11月24日 鈴木章浩 都政報告会 2020

(2) 東京都各種団体協議会

2月21日 親睦観劇会

6月15日 常任世話人会

6月25日 各種団体協議会事務局長会議

(3) 国会議員・その他

2月13日 高木けい新年会

9月29日 敬人会勉強会

10月14日 太田あきひろ 2020 政経セミナー

10月21日 橋本聖子 国政報告会

10月28日 中川雅治君と明日の日本を語る会

11月25日 丸川珠代 昼食勉強会

11月26日 松本文明政経フォーラム

第4 広報活動

【令和2年事業計画】

機関紙「東京ビル政連」を年4回発行し、東京政連の活動状況の周知を図る。また、ホームページにより、ビルメンテナンスに関する行政情報などを迅速かつ的確に会員に情報提供する。

I 機関紙「東京ビル政連」の発行

機関紙を発行するにあたり、政治連盟の活動状況を的確に伝え、会員の利益に資する内容を取り上げ、親しみやすい紙面作りを行った。

令和2年に発行した機関紙・主要記事

- | | | |
|-------|----------|----------------------|
| 第243号 | 1月30日発行 | 東京協会が都知事ヒアリングに参加 |
| 第244号 | 4月24日発行 | 令和2年度 東京都要望回答 |
| 第245号 | 8月20日発行 | 都知事選、都議補選結果 |
| 第246号 | 11月18日発行 | 都議会各派、国への令和3年度要望活動実施 |

II ホームページ

理事会、要望活動の様子及びビルメンテナンスに関する行政の新情報などが入り次第、随時ホームページを更新し情報発信を行った。

第5 本連盟の目的を達成するために必要な会議の開催

次のとおり、本連盟の目的を達成するために必要な会議を実施した。また、全国ビルメンテナンス政治連盟の会議等に東京地区選出評議員として参加した。

I 理事会・評議員会の開催

- | | | |
|----------|-------|-------|
| (1) 理事会 | 第112回 | 1月15日 |
| | 第113回 | 2月4日 |
| | 第114回 | 7月2日 |
| | 第115回 | 9月1日 |
| | 第116回 | 11月4日 |
| (2) 評議員会 | 第14回 | 2月25日 |

II 会議等の開催

- | | |
|-------|---------------------|
| 1月31日 | 監事による令和元年の会計監査の実施 |
| 7月30日 | 監事による令和2年上期の会計監査の実施 |

III 全国ビルメンテナンス政治連盟主催の会議等

- | | |
|-------|----------|
| 1月22日 | 第65回評議員会 |
|-------|----------|

令和2年決算報告

令和2年収支決算報告書

令和2年1月1日から令和2年12月31日まで

単位 円

項 目	金 額	備 考
I 収入の総額	28,246,925	
1 前年からの繰越額	14,118,829	
2 本年の収入額	14,128,096	
(1) 機関紙購読料等の事業収入	14,088,000	機関紙購読料7,500円、機関紙広告掲載料
(2) その他の収入	40,096	新年賀詞交歓会お祝金・受取利息
II 支出の総額	11,865,901	
1 経常経費の合計	2,600,400	
(1) 人件費	1,821,600	協会への事務委託費用 (月額151,800円×12か月)
(2) 備品・消耗品費	316,800	事務用品・パソコン使用料等協会への分担費用 (月額26,400円×12か月)
(3) 事務所費等	462,000	賃借料・電話使用料等協会への分担費用 (月額38,500円×12か月)
2 政治活動費の合計	8,845,301	
(1) 組織活動費	6,611,567	全政連分担金、評議員会資料印刷費、会議開催費、 新年賀詞会交歓開催費、パーティー券購入等
(2) 選挙関係費	4,336	都議会補選推薦料手交交通費
(3) 広報活動費	2,229,398	機関紙発行費・ホームページ制作費
3 その他の支出	420,200	令和元年会計賦課消費税
翌年への繰越額	16,381,024	

監 査 報 告 書

令和3年1月20日

東京ビルメンテナンス政治連盟

理 事 長 梶 山 龍 誠 殿

監 事

大村清保



本日、私は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法

- (1) 会計監査について、帳簿、伝票及び証拠書類を精査して、計算書類の正確性を検討しました。
- (2) 業務監査について、理事会及びその他の会議に出席し、理事からの業務報告、関係書類の閲覧など、必要と思われる監査手続きを行い、業務執行の妥当性を検討しました。

2 監査意見

- (1) 決算報告書は、会計帳簿の記載金額と一致し、当政治連盟の財政状況を正しく示していると認めます。なお、当連盟の財政状況は健全であると認めます。
- (2) 理事の職務執行に関する不正の行為及び法令等に違反する事実はなく、適正に運営していると認めます。

令和3年 運動方針・事業計画

令和3年の運動方針・事業計画は、以下のとおりとする。

運動方針

- 1 ビルメンテナンスに係る関係諸法令及び税制改正等について、ビルメンテナンス業の発展を促進させるため、ビルメンテナンス業の利益に資するよう適切な運動を行う。
- 2 東京都議会自由民主党ビルメンテナンス業振興政策研究会及び東京都地域選出の国会議員との連携を密にし、東京都及び国に対する要望活動を行う。
- 3 東京都各種団体協議会・全国ビルメンテナンス政治連盟等との情報交換を行い、共通の課題については、連携して運動を進める。

事業計画

- 1 東京協会との連携のもとに、東京都議会自由民主党ビルメンテナンス業振興政策研究会と協同し、東京都所有の建築物の維持管理について、都が必要な措置等を講じるよう、粘り強い対応を図る。
- 2 入札制度、税制改正、労働諸問題及び障がい者雇用等の諸課題の解決に向け、国会議員、各政党都連への働きかけを行うとともに、全国ビルメンテナンス政治連盟と連携し要求実現のために活動する。
- 3 東京都議会自由民主党ビルメンテナンス業振興政策研究会及び国会のビルメンテナンス議員連盟に所属する議員をはじめ、ビルメンテナンス業界の理解者である議員・議員候補者の支援活動を行う。特に、本年は東京都議会議員選挙並びに衆議院議員選挙の開催が予定されており、都議会議員選挙では東京都議会ビルメンテナンス業振興政策研究会所属議員を、衆議院議員選挙では国会のビルメンテナンス議員連盟所属議員を中心に推薦等の応援活動を行う。
- 4 機関紙「東京ビル政連」を年4回発行し、東京政連の活動状況の周知を図る。また、ホームページにより、ビルメンテナンスに関する行政情報などを迅速かつ的確に会員に情報提供する。

令和3年予算

令和3年1月1日から令和3年12月31日まで

単位 円

項 目	金 額	備 考
I 収入の総額	30,607,024	
1 前年からの繰越額	16,381,024	
2 本年の収入額	14,226,000	
(1) 機関紙購読料等の事業収入	14,226,000	機関紙購読料毎号 7,500円、機関紙広告掲載料
(2) その他の収入	0	受取利息等
II 支出の総額	15,196,000	
1 経常経費の合計	2,597,000	
(1) 事務委託諸費	1,822,000	協会への事務委託費用 (月額税込151,800円×12か月)
(2) 備品・消耗品費	313,000	事務用品・パソコン使用料等協会への分担費用 (月額税込26,400円×12か月)
(3) 事務所費等	462,000	賃借料・電話使用料等協会への分担費用 (月額税込38,500円×12か月)
2 政治活動費の合計	12,149,000	
(1) 組織活動費	6,768,000	全政連分担金4,692,000、理事会・評議員会開催費、 パーティー券購入等
(2) 選挙関係費	3,150,000	選挙対策費
(3) 広報活動費	2,231,000	機関紙制作費・ホームページ制作費
3 その他の支出	450,000	令和2年会計賦課消費税
翌年への繰越額	15,411,024	

令和2年度東京都所有の建築物の維持管理に関する要望の回答

令和元年7、8月に都議会各会派に提出した要望書の回答が、東京都から都議会各会派を通じて届きましたので報告いたします。

1 総合評価制度の拡充について

(要望内容)

(1) 総合評価方式の適用案件については、建物清掃業務、警備・受付業務に加えて、設備管理も含めビルメンテナンス業すべてに価格点上限を設定していただきたい。

(回答)

価格点の上限設定を適用している建物清掃及び警備・受付以外の業務については、業務ごとの上限設定の必要性や配点バランス等を踏まえ、今後検討していきます。

(所管部 財務局)

(要望内容)

(2) 政策的評価項目については、品質確保（ISO9001）、インスペクター等の資格者の保有状況、セキュリティーに関する認定（ISO27001）、エコチューニング認定事業者（「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」中の基本方針「環境配慮契約」に「建築物の維持管理に係る契約」としてエコチューニングが取り入れられた。）、弊協会加盟等を加点要素としていただきたい。

(回答)

総合評価においては、公共調達のプロセスにおいても都の政策目的をサポートするという観点から、個別の法令により公共調達の落札者決定に当たり考慮することが要請される項目などを政策的評価項目としており、ご指摘のあった項目のうち、環境負荷の低減や障害者雇用といった項目について設定項目例として定めています。

ご指摘の他の項目については、政策的評価項目にはなかなか馴染みにくいものと考えており、各案件の履行に当たり資格要件とすることが必要ななども含め、検討していく必要があると考えています。

(所管部 財務局)

(要望内容)

(3) 総合評価方式に中小業者が参入する方式として「事業協同組合」の活用を考えておられますが、個別の発注案件に対応するために事業協同組合を設立するのは、期間や経費等を要するなど、現実的ではないと思われます。特に、総合管理案件においては、異なった業態の業者の協同が有効であることから、JVでの入札参加についてご検討いただきたい。

(回答)

東京都では、原則として、建物清掃、電気・暖冷房設備保守等、営業種目ごとに分離分割発注を行っていますが、規模が小さく分割することで合理性が損なわれる等の理由のある案件については、複数の営業種目を合わせたいわゆる総合建物管理を行っています。

これまでのところ、総合建物管理案件については、競争性が確保されており、また履行上の問題も確認されていませんが、今後必要に応じて検討を行っていきます。

(所管部 財務局)

(要望内容)

(4) 総合評価案件の入札には十分な準備期間が必要なので、入札時期の前倒しをお願いしたい。

(回答)

総合評価方式を適用する案件の準備契約について、地方自治体の予算の仕組上、新年度の予算措置が未確定な時点で契約手続を進めることは困難ですが、準備契約の案件の中で優先的に手続を進め、可能な限り提案書作成期間や審査期間を確保する等、契約事務手続きでできることは引き続き努力していきます。

(所管部 財務局)

2 十分な予算の措置並びに最低制限価格等を導入する場合の協議について

(要望内容)

改正された品確法が示すように、良好な品質の確保、適切な施設管理は、施設・設備のライフサイクルコストの削減に大きく寄与することが見込まれるため、引き続き次の事項について要望します。

(1) 予算の積算にあたっては、前年度の落札金額を次年度の予定価格の参考にすることなく、毎年度、公共工事設計労務単価、建築保全業務労務単価など、最新の単価に基づく、施設管理予算の確保に努めていただきたい。

なお、建築保全業務に係る「技能労働者」の労務単価は、公園清掃等の委託単価だけでなく、軽作業員、設備機械工にも「公共工事設計労務単価」と同じ職種の単価で積算していただきたい。

(回答)

都が所有する建物は、昭和 40 年代及び平成一桁の時期に集中的に建設されており、今後老朽化が進む施設の維持・更新を着実に進めることが必要であると認識しています。

引き続き日常のメンテナンスに力を入れていくとともに、施設の改築・改修を計画的に推進していきます。

建物維持管理の予算については、都を取り巻く財政環境等を踏まえ、所要額を計上しているところであり、今後とも的確に対応していきます。

なお、建物管理や清掃委託などの人件費割合の高い労働集約型業務の予定価格の設定に当たっては、公共工事設計労務単価、維持保全業務積算基準又は建築保全業務労務単価、物価資料等、該当業務内容に合致し、かつ、客観性のある最新の労務単価を基に積算することを庁内に周知徹底しています。

(所管部 財務局)

(要望内容)

(2) 予定価格の積算に当たっては、品質確保のため、積算能力や事業者の提案内容の審査能力などを一層向上していただくとともに、最低賃金の年度途中の引上げ等も見込んだ適正な予定価格を設定していただきたい。

また旧労務単価に基づき積算し契約した案件については、新労務単価への契約変更を認めていただきたい。

(回答)

予定価格については、各局において、労務単価や物価の動向などを踏まえ、適正な積算に努めています。

また、新労務単価への変更については、現在委託案件では、公共工事設計労務単価を使用している案件については契約変更を認めています。他案件への普及については、必要に応じて検討していきます。(所管部 財務局)

(要望内容)

(3) 業務委託入札に最低制限価格制度を導入する場合には、予め弊協会と十分に協議するとともに、技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じないように、十分な配慮をお願いしたい。

(回答)

最低制限価格制度については、現在具体的な検討は行っておりません。当制度は、積算体系が明確になっていることが前提であり、統一的な積算基準が確立していない委託案件での早期導入は困難と考えています。

(所管部 財務局)

(要望内容)

(4) 労働集約型業務であるビルメンテナンス業務の人件費割合は85%程度と言われており、深刻な人手不足のなか、安定した業務の品質を確保できるよう、最低制限価格は予定価格の85%以上で設定していただきたい。

(回答)

最低制限価格制度については、現在具体的な検討は行っておりませんが、仮に導入する場合には、営業種目ごとの特性を踏まえ、標準的な積算体系の構築と併せて検討していく必要があると考えます。

(所管部 財務局)

3 契約内容の履行確保と入札参加資格の審査について

(要望内容)

委託業務の品質確保を図るため、本来の専門知識・経験のない業者が受託して建物・設備の機能を損なうことのないよう、また、公正な競争を確保するため、入札参加資格の厳格な審査及び履行状況の評価が必要です。

(1) 業者指名の段階で、適正な履行能力を十分に審査し、適正な積算能力がない業者の参加を防いでいただきたい。

(回答)

業者指名は、入札参加資格手続きを経て登録された東京都入札参加資格名簿の登録業者の中から、指名基準に基づき、発注契約の内容に適した専門性及び技術的適性、過去の履行実績等を踏まえて行っています。

(所管部 財務局)

(要望内容)

(2) 入札参加の際には、入札金額の根拠となる積算資料（直接人件費、法定福利費、直接物品費、業務管理費、一般管理費等の内訳）の提出を求めている。

(回答)

都が発注する委託等の案件については積算資料の提出は求めていませんが、低価格等、積算内容の確認を行う必要がある場合には、個別の対応を行っています。

(所管部 財務局)

(要望内容)

(3) 業者指名段階あるいは落札後に、各入札参加資格に適合していることを証明する書類、特に、納税証明書、従事者の社会保険・雇用保険適用状況に関する資料の提出を求めるなど、会社としての保険加入、個々の従事者の保険加入や最低賃金の遵守等を促がす取り組みを進めていただきたい。

(回答)

都が登録事業者やその従業員全ての加入状況を確認することは困難であり、またその権限もありません。社会保険の加入対策は、国の事業と考えています。しかしながら、未加入者への対応が重要であることは認識しており、財務局契約第二課発注の案件については、社会保険加入を入札参加条件とするなど、加入促進に努めています。

(所管部 財務局)

(要望内容)

(4) 総合評価案件以外でも、事業者の技術力、経営力等について適切に審査・評価できる体制整備を望みます。適切な追加調査を実施し、履行確保のために積算内訳書、業務履行提案書や誓約書の提示を求めるなど、確実に履行させる取り組みを進めていただきたい。

(回答)

事業者の経営力については、資格審査時に年間総売上高、自己資本額などの客観的審査事項と営業種目ごとの売上高による主観的審査事項により審査しています。

また、技術力など価格以外の要素を考慮する必要がある案件では、総合評価方式を適用することができることとしており、それ以外の案件でも、業務内容に応じて、入札参加に必要な条件を付すことにより、適正な履行の確保を図っています。(所管部 財務局)

(要望内容)

(5) 業務委託の品質の向上を図るため、評価結果の一般への公表について検討していただきたい。

また、履行評価Aの業者に対する優遇措置を行うとともに履行不良な業者については、翌年度の入札参加から外すなどの措置をお願いしたい。

(回答)

業務委託の品質の向上を図るため、これまで評定対象契約の希望者のみに行っていた評価結果の通知を、平成30年度より、全受託者に対して通知することとしています。受託者が自身の評価結果を認識することが品質の向上につながると考えることから、現時点では評価結果の一般への公表を考えていません。

また、業務委託成績評定実施要領では、優良事業者は優先的に指名することができるとしています。平成30年4月1日に当該実施要領を改正し、優良事業者の対象を従前からの「A」に加え、「B」まで拡大し、より優先的に指名できる事業者の拡大を図っています。

なお、同じ優良事業者である「A」と「B」との間においても、優遇措置の差別化を図っています。一方で、履行不良な業者についても、入札参加から外す等、適正な措置を行っています。

(所管部 財務局)

5 障害者雇用の促進について

(要望内容)

入札・契約制度において、障害者雇用の促進するための制度改革を進めていただきたい。

東京都では都立知的障害特別支援学校の生徒を対象にする清掃技能検定、教員対象の講習会を開催するなど、特別支援学校卒業生の清掃業への就労支援を積極的に行っており、弊協会もその運営に協力させていただいています。つきましては、障がいのある方々が自立就労しやすい環境づくりを促進する観点からも、次の事項について要望します。

- (1) 障害者雇用促進モデル入札を一年で廃止してしまったが、障害者雇用の促進のための有益な取り組みであるので、復活していただきたい。その際、障害者雇用に積極的な業者がより参加しやすいよう、対象となる等級の拡大を図っていただきたい。

(回答)

障害者雇用促進モデル入札は、法定雇用率を達成していることを入札参加要件とし、一部の業務委託案件を対象に、平成 28 年度準備契約において試行実施したのですが、この趣旨を引き継ぎ、平成 29・30 年度入札参加資格定期受付から新たに、客観的審査事項の一つとして障害者実雇用率を加点の対象とする取組を開始しています。

その後、平成 31・32 年度定期受付及び現在行っている随時受付においても、引き続き障害者実雇用率を加点対象とした資格審査を行っています。

(所管部 財務局)

(要望内容)

- (2) 入札参加資格定期受付の際の審査事項について、平成 30 年 4 月から実施の実雇用率 2.2% 以上は雇用率増に応じて、段階的に加点する仕組みを検討いただきたい。なお、令和 3 年 4 月には 2.3% 以上となる予定のため、昨年の要望の回答にありますように、更なる検討をお願いしたい。

(回答)

現行の資格審査では、雇用率 2% 以上について 5 点加算していますが、段階的な加点の仕組みの新設や、加点対象となる雇用率の引き上げについては、登録事業者の法定雇用率達成状況等を勘案しつつ、次回の定期受付に向け、引き続き検討していきます。

(所管部 財務局)

(要望内容)

- (3) 入札参加資格定期受付の際の審査事項における加点対象、総合評価制度における政策評価項目以外でも、障害者雇用率が加点要素となる仕組みづくりを検討いただきたい。

(回答)

障害者雇用率に関する加点につきましては、入札参加資格受付時の資格審査において引き続き採用するとともに、総合評価方式のさらなる推進を通じて活用を図っていきます。

(所管部 財務局)

(要望内容)

(４) 障害者の雇用と就労の場を拡充するため、入札要件における障害者雇用率に加えて、障害者の就労を明記する案件の新設等について検討をお願いしたい。

(回答)

ご要望の趣旨については、まずは障害者雇用政策の中で整理されるべきものであり、ご提案いただいた「障害者の就労を明記する案件」につきましても、導入の是非や対象案件の抽出基準等について、障害者雇用を推進する事業所管局において検討し、進めていくものと考えています。

当局といたしましては、ご要望内容について関係局と共有し、緊密に連携した上で、契約制度面での協力を行っていく意向です。

(所管部 財務局)

令和2年度 国の予算・制度等に関する要望の回答

令和元年10月に自由民主党東京都支部連合会の要望聴取会で行った、令和2年度国の予算・税制等に関する要望の回答が届きましたのでご報告いたします。

回答には、担当議員の 中川雅治参議院議員からもコメントをいただいております。

1 公共建築物等の維持管理に関する要望事項

(1) ビルメンテナンス業務発注に関するガイドライン等について

(要望内容)

令和元年6月、公共工事の品質確保に関する法律（以下「品確法」という）が改正され、第7条第5項に「国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するように努めなければならない。」という規定が追加されました。

今回改正された品確法の趣旨が来年度予算・制度等に反映されますよう、以下のとおり要望します。

ア 前回の品確法改正時には、厚生労働省より「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（平成27年6月）や「建築物衛生行政の適正な運営について」（平成28年4月）の通知が発せられました。今回も都道府県、区市町村に対し同様の通知を発出いただき、品確法の趣旨の徹底と建築物衛生行政の適正な運営に関する指導を徹底していただきたい。

【厚生労働省 回答】

- 1 厚生労働省では、令和元年6月の改正品確法の趣旨を踏まえ、現在、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の見直しを行っているところであり、見直したガイドラインについては、平成27年と同様に、各省庁、都道府県等に対し通知を発出することとしている。
- 2 通知発出後は、全国ビルメンテナンス協会と厚生労働省の共催により、協会会員、地方公共団体等の発注者担当者等に対する本ガイドラインの勉強会を開催する等により、引き続き、ガイドラインの周知徹底をしてまいりたい。

(中川議員のコメント)

議員立法により品確法の改正が行われ、ビルメンテナンス業がその対象となり、しかも既存の建物の維持・管理も本法の適用を受けることがはっきりしたことは画期的なことであります。

その趣旨が生かされるよう我々議員立法に携わった者としてはこれからもしっかりとフォローしてまいります。

(要望内容)

イ 国土交通省、総務省及び財務省は、毎年度、入札契約適正化法、品確法に基づく公共工事の発注者による入札契約の適正化の取り組み状況について調査を行い、結果を公表しております。今年度も国・特殊法人等・地方公共団体3,862箇所を調査対象としております。厚生労働省に於かれましても、役務の調達に関して調査をして頂き結果の公表をお願いしたい。

【厚生労働省 回答】

- 1 厚生労働省では、平成 28 年 12 月に、各省庁、各都道府県に対し、ガイドラインの再周知とともに、ガイドラインにおける主要な事項の現状についてアンケートを実施し、その結果については、全国ビルメンテナンス協会に情報提供を行うとともに、全国ビルメンテナンス協会と連携して実施している発注担当者に対するセミナーにおいて情報提供することにより、各機関における取組の参考としていただいているところである。
- 2 今後、ガイドラインの見直しに合わせて、本ガイドラインの対象者である各省庁及び都道府県に対し、遵守状況等について調査する予定である。

(要望内容)

ウ 低炭素社会の実現に資するよう、官公庁入札資格や総合評価入札の評価項目に、(公社)全国ビルメンテナンス協会が認定する建築物清掃管理評価資格者(インスペクター)制度、エコチューニング認定制度に基づく資格者の配置や事業者認定を積極的に取り入れるよう、各省庁の連携した取組みを強化していただきたい。

【環境省 回答】

低炭素社会の実現に資する公共建築物等の維持管理への対応につきましては、品確法の改正に先駆け、環境配慮契約法における平成 30 年度の基本方針変更の閣議決定(平成 31 年 2 月)において、新たに「建築物の維持管理に係る契約」を 7 つ目の契約類型に追加するなど、従前より対応を進めております。

特に、エコチューニングについては、上記、基本方針の令和元年度関連資料にて、

- ・エコチューニングを活用する場合の省エネ効果
- ・技術者資格認定及び事業者認定

の紹介ページを設けるなど、官公庁入札資格や総合評価入札の評価項目を定める調達担当者に対して、積極的な情報提供を実施しているところです。

今後とも、国等の機関の建築物の維持管理を委託する場合にエコチューニングの活用を含めた省エネルギー・省 CO2 化等に係る環境配慮を調達担当者に求めるなど、温室効果ガスの排出削減等の実現に努めてまいります。

【厚生労働省 回答】

- 1 建築物における衛生的な環境の確保の観点から、厚生労働省で策定した「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」においては、総合評価落札方式における業務実施能力の評価にあたっては、当該業者の業務履行状況に対する検査の体制などを適切に評価項目に設定するよう求めている。
- 2 全国ビルメンテナンス協会と連携して実施している協会会員、地方公共団体等の発注担当者等に対するセミナーにおいては、ガイドラインの説明を行う際に、インスペクター制度についても紹介しているところである。
- 3 引き続き、ガイドラインの周知徹底にあたっては、業者業務履行状況に対する検査の体制などを適切に評価項目に設定するよう求めるとともに、インスペクター制度についても紹介してまいりたい。

2 その他の制度改正

(1) 短時間労働者の社会保険適用の拡大について

(要望内容)

短時間労働者に対する社会保険の適用については、平成 29 年 4 月より 500 人以下の企業においても労使が合意すれば週労働時間 20 時間以上、月額賃金 8.8 万円以上、勤務期間 1 年以上を対象としております。

本年 6 月に開催された第 118 回社会保障審議会医療保険部会の資料「2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部のとりまとめ」によると、本年 9 月末までに被用者保険（年金・医療）のさらなる適用拡大について検討するとしており、また令和元年 8 月 27 日厚生労働省より公表された「財政検証」においても試算を実施し、短時間労働者の社会保険適用拡大を急ぐ構えをしております。

ビルクリーニング業は、高齢者や女性の雇用、パートタイム就労など多様な雇用の受け皿となっておりますが、慢性的な人手不足と人件費の高騰が続く中、事業主負担の更なる増大は、中小企業を中心としたビルメンテナンス企業の経営を直撃し、結果的に適用対象外である週 20 時間未満の短時間労働者の増加、雇用の縮小にも繋がりがかねません。社会保険適用拡大の際は、補助金制度のさらなる導入・充実など、ビルメンテナンス企業にとって実効性のある支援策を実施していただきたい。

【厚生労働省 回答】

多様な働き方が拡大する中で、全ての世代について老後の安心を確保できるよう、働き方の形態にかかわらず充実した社会保障制度を整備するため、被用者保険の適用拡大を進める必要があります。

他方、中小・小規模事業者にとっては、適用拡大による新たな事業者負担が大きな影響を及ぼします。

自民党の人生 100 年時代戦略本部とりまとめ(2019 (令和元) 年 12 月 17 日)、政府の全世代型社会保障検討会議の「中間とりまとめ」(2019 (令和元) 年 12 月 19 日)では、これらを踏まえ、適用拡大の施行時期について、

- ・ 2024 (令和 6) 年 10 月に 50 人超規模の企業まで適用する

- ・ その施行までの間にも、できるだけ多くの労働者の保障を充実させるため、2022 (令和 4) 年 10 月に 100 人超規模の企業までは適用する

ことを基本とすることとされました。

この内容を踏まえた年金制度改革法案が 3 月に閣議決定され、現在開会中の国会に提出されたところです。

また、中小企業・小規模事業者にとっては、被用者保険の適用拡大が大きな影響を及ぼすことから、全世代型社会保障検討会議の「中間とりまとめ」(2019 (令和元) 年 12 月 19 日)では、中小企業・小規模事業者の生産性向上への支援を図ることとされました。

厚生労働省としては、昨年 12 月に閣議決定された経済対策でも中小企業・小規模事業者の生産性向上のための施策を盛り込んでいるところであり、これを適切に実施するとともに、適用拡大に向けて今後どのような対応ができるか、引き続き真摯に検討していきます。

(参考)「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(2019(令和元)年12月5日閣議決定)における
中小企業・小規模事業者の生産性向上のための厚生労働省関係施策

- ・最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業
- ・介護事業所における生産性向上推進事業
- ・生活衛生関係営業における生産性向上推進事業
- ・人材開発支援助成金の要件緩和
- ・求職者支援訓練の訓練期間等の下限の緩和
- ・被用者保険適用に向けた中小企業等への周知・専門家活用支援

なお、前回の適用拡大の際には、被用者保険加入のメリットについてリーフレットを用いた周知に加え、キャリアアップ助成金の適用拡大関係コースを設け事業主支援を図ったところです。2019(令和元)年度までに実施した本助成金の助成額の拡充等に加え、2020(令和2)年度は、労使合意に基づく被用者保険の適用と働き方の見直しに向けた取組を行う場合の助成措置等を新設します。

各企業において、これらの措置を十分活用され、適用拡大に対応いただけるよう、厚生労働省として、業界のご意見もよく伺いながら、2019(令和元)年度補正予算・2020(令和2)年度当初予算にも盛り込んだ周知・専門家活用支援施策等を通じた個別支援も含め、積極的に取り組んでまいります。

(2) 最低賃金の引き上げへの対応について

(要望内容)

8月末に厚生労働省から今年度の東京都の最低賃金を28円(2.84%)引き上げ、本年10月1日より1,013円とする旨の発表がありました。

最低賃金の改定時期が年度途中のため、前年の金額で人件費を積算し落札した場合には、契約額が改定されない場合は最低賃金の上昇が著しく経営を圧迫することとなります。

平成29年7月、「国等は、特に人件費率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務(清掃等)に関し、年度途中に最低賃金額の改定があった場合は、適正な価格で契約金額の見直しが行われるよう検討し、対応するよう努めるものとする。」との閣議決定がありました。

公共工事契約に関しては、国土交通省は「『平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価について』の運用に係る特例措置について」(平成31年2月22日)を公表し、労務単価の改定に伴う工事請負代金の変更協議について特例措置を定めました。

人件費割合が高く、複数年の契約の多い建築物の維持管理業務においては、労務単価の上昇を受託者の内部努力で解消するのは、甚だ困難と言わざるを得ません。

公共工事同様に最低賃金のスライド適用の対象となるよう各行政機関、地方公共団体において、契約当初に引き上げを見越した予定価格の設定、若しくは見直しの制度の改正をお願いしたい。

【厚生労働省 回答】

ガイドラインにおいては、

- ・最新の労務単価等を反映した適正な予定価格の設定
- ・最低賃金額の改定、労務、資材の価格変動等を注視し、必要があると認める場合には、代金の額の変更の検討

を求めている。

厚生労働省としては地域別最低賃金の発効を踏まえ、一昨年に引き続き昨年 9 月、各省庁及び都道府県あてに通知を発出し、ガイドラインで求めている内容の周知徹底を図ったところ。

また、「令和元年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、国等は、役務及び工事等の発注に当たり、最低賃金額の改定等最新の実勢価格を踏まえ適切に予定価格を作成すること等が求められている。

しかしながら、ビルメンテナンス業務発注関係事務の担当者によっては、適切な予定価格の設定等に苦慮していると聞き及んでおり、今後、見直したガイドラインを周知する際には、

- ・ガイドラインの趣旨に則った優良事例（複数年にわたる業務委託へのスライド条項を取り入れた自治体の例 など）の周知
- ・ガイドラインの周知・啓発を行うセミナーについて、全国ビルメンテナンス協会と厚生労働省での共同開催

を行う等、より効果的な周知を行うこととしている。

（３）障がい者雇用への支援策について

（要望内容）

平成 30 年 4 月より障害者雇用率が 2.0%から 2.2%に引き上げられ、令和 2 年度末までに 2.3%に引き上げることが決まりました。また対象企業は平成 30 年度には従業員 50 人以上から 45.5 人以上に引き上げられ、令和 2 年度末までには 43.5 人以上に見直すことになりました。

昨年 8 月、中央省庁の障害者雇用の水増しについて頻繁に報道されましたが、その後の採用により本年 6 月時点では 2.4%になったとの発表がありましたが、依然法定雇用率 2.5%には達しておらず、障害者雇用率の向上が難しいことの一面を示しているように思われます。当業界は、身体障がい者だけでなく知的障がい者等を雇用し、障がいのある方々の働きやすい職場環境づくりに努めてまいりました。今後も障がい者雇用を促進させるために、以下のとおり要望します。

ア 知的障がい者を雇用する場合は、必ずサポーター（補助者）の配置を必要としますが、一般競争入札における最低入札金額の落札額では、サポーターの経費を見積もる余地がありません。サポーター経費を含めた契約案件の試行をお願いしたい。

【厚生労働省 回答】

障害者雇用については、社会連帯の理念に基づき、障害者雇用に伴う経済的負担の調整等を行うため、障害者雇用納付金制度を整備している。

その制度では、雇用率達成企業に対して調整金（超過 1 人当たり月 2 万 7 千円）等（※）を支給している。

※ 調整金を支給するのは 100 人超企業のみ。100 人以下企業に対しては、雇用率 4%超かつ 6 人超の場合に報奨金（超過 1 人当たり月 2 万 1 千円）を支給。

その上で、障害者の採用・定着を促進するため、

- ・障害者を雇い入れる事業主や、雇用する障害者の特性に配慮した雇用管理（職場支援員の配置）等の措置を行った事業主に対する助成措置、
- ・職場適応に特に課題を抱える障害者に対して専門的な支援を提供するためにジョブコーチを配置する事業主に対する助成措置等の取組を実施しているところ。

これらの取組を通じて、今後とも、どの業種においても、障害者が希望や能力、特性に応じて活躍できる社会の実現に向けて、着実な施策の実施に努めてまいりたい。

(要望内容)

イ 現在、各省庁の入札参加資格である、省庁統一資格における等級算出のための付与数値は、売上高や資本金等が算定項目となっており、障害者雇用率は算定項目にありません。厚生労働省の一部部局では、競争入札の参加資格として障害者雇用率の導入に取り組まれておりますが、国全体で省庁統一の審査資格の項目に障害者雇用率の新設等をお願いしたい。

【厚生労働省 回答】

令和元年 6 月に成立した改正障害者雇用促進法において、国及び地方公共団体の機関の任命権者による障害者活躍推進計画の作成・公表義務を創設したところ。

また、各機関が同計画を作成するためのガイドラインとなる障害者活躍推進計画作成指針を告示した（令和 2 年 4 月 1 日適用）。

この指針においては、障害者の活躍を推進するため、

- ・ 障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進することが必要であること、
- ・ 障害者優先調達推進法の規定等も踏まえつつ、法定雇用率以上の対象障害者を雇用していること等を国及び地方公共団体の公共調達の競争参加資格に含めることが望ましいこと

を明示しており注 1・2、各機関に通知も行ったところ。

今後とも、障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等への発注促進について、各機関に周知してまいりたい。

(注 1) 障害者活躍推進計画作成指針（抜粋）

4 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進することが必要である。

また、障害者優先調達推進法第 10 条の規定及び同法第 5 条の規定に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針の趣旨も踏まえつつ、民間事業主における障害者の活躍を促進するため、法定雇用率以上の対象障害者を雇用していること等を国及び地方公共団体の公共調達の競争参加資格に含めることが望ましい。

(注 2) 障害者優先調達推進法（抜粋）

(公契約における障害者の就業を促進するための措置等)

第十条 国及び独立行政法人等は、国又は独立行政法人等を当事者の一方とする契約で国又は独立行政法人等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国又は独立行政法人等が対価の支払をすべきもの（以下「公契約」という。）について、競争に参加する者に必要な資格を定めるに当たって障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第一項の規定に違反していないこと又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、前項の規定に基づく国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(要望内容)

ウ 障がい者が従事しやすい環境づくりの一環として、ビルオーナーに対しては、障がい者を活用してビル清掃を行う業者に委託した場合には、国が特別に認証あるいは表彰するなど、ビルメンテナンス会社における障がい者雇用を後押しする制度の創設について、引き続き検討をお願いしたい。

【厚生労働省 回答】

障害者雇用に関する社会的評価の仕組みとして、令和元年の改正障害者雇用促進法に基づき、障害者雇用の取組が優良な中小事業主の認定制度を本年４月に創設したところ。

この認定制度においては、自社で雇用する障害者に関する取組だけでなく、障害者就労施設等への発注も評価することとしている。

その上で、公務部門に作成を義務付けた障害者活躍推進計画の作成指針においても、地方公共団体の公共調達等において、認定された中小事業主の評価を加点すること等が重要であることを明示したところ。

これらの取組を通じて、今後とも、どの業種においても、障害者が希望や能力、特性に応じて活躍できる社会の実現に向けて、着実な施策の実施に努めてまいりたい。

東京ビルメンテナンス政治連盟 評議員名簿

(氏名五十音順／敬称略)

	氏 名	会社名	役 職	備考
1	井ヶ田 伸宏	株式会社サイオー	常務取締役	
2	一ノ瀬 新二	株式会社オール商会	常務取締役	
3	市原 聖功	大和興産株式会社	代表取締役	
4	臼倉 宏直	株式会社ジェイレック	取締役副社長	※
5	小野寺 靖	日建産業株式会社	代表取締役	
6	加藤 淳	株式会社オリバー	代表取締役	
7	香坂 嘉人	株式会社オーチャー	専務取締役	
8	坂本 雅世	有限会社坂本建装	代表取締役	
9	佐藤 正利	株式会社アイハラ	専務取締役	
10	佐藤 陽一	国土管理株式会社	代表取締役	
11	倭文 浩樹	株式会社 J S S	代表取締役	
12	鈴木 明	株式会社創英企画	代表取締役	
13	鈴木 英司	株式会社サンアメニティ	取締役管理本部長	
14	鈴木 克彦	株式会社東京ビー・エム・トップス	代表取締役	
15	竹田 良平	ヒロエンジニアリング株式会社	代表取締役	
16	多辺田 豊	五光ビル管理株式会社	代表取締役	
17	中川 朋之	技建開発株式会社	代表取締役	※
18	野地 隆成	東洋管財株式会社	取締役執行役員	
19	花形 明利	株式会社栄和サービス	代表取締役	
20	山村 浩三	光洋ビルサービス株式会社	代表取締役社長	

※は理事・監事推薦委員

(令和3年2月25日現在)

東京ビルメンテナンス政治連盟 理事等名簿

敬称略

役 職	氏 名
理 事 長	梶山 龍誠
副 理 事 長	榎本 寛・野口 博行
幹 事 長	横田 英雄
会 計 責 任 者	坂野 正和
会計責任者の 職務代行者	松井 奈美
理 事	古渡 徹・鈴木 雅之・仙波 修一・高橋 利之

監 事	大村 清保
-----	-------

相 談 役	一戸 隆男・佐々木浩二・原田 長治
-------	-------------------

(事務局)

事 務 局 長	鷺見 博史
---------	-------

(令和3年2月25日現在)